

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

令和6年(ネ)第1861号「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件

控訴人 山縣真矢外7名

被控訴人 国

控訴人一橋穂意見陳述要旨

令和6(2024)年9月19日

東京高等裁判所第24部イ係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 上 杉 崇 子

同 寺 原 真希子

控訴人一橋穂の意見陳述の要旨は、以下のとおりです。

記

控訴人の一橋穂です。私は、戸籍上の性別は女性ですが普段は男性として生活している、トランスジェンダー男性です。同じく控訴人の武田八重さんとは異性愛のカップルです。私たちは、2015年から、八重さんの子どもと3人で暮らしています。

第一審でも意見陳述の機会をいただきましたが、今日は、その後の私たちの生活を中心にお話をさせていただきます。

八重さんと私は2017年8月にカナダのバンクーバーで結婚式をあげ、その翌年8月には、国内でウェディングパーティーを開きました。夏は、私たちにとって、思い出深い季節です。私たちは、毎年夏になるとウェディングパーティーをしたレストランに食事に出かけていましたが、今年はそれがありませんでした。というのも、八重さんが入院をしたからです。

八重さんは半年くらい前から、原因不明の体調不良に悩まされてきました。総合病院に通院し、私は何度も付き添いをしました。以前は、八重さんと病院へ行った際に、二人の関係について詮索されることが度々ありましたが、最近私がホルモン治療をして声が低くなってきたため男性として認識されているようで、一緒に診察室へ入っても「夫です」という説明一つで済み、その後は関係性を細かく聞かれることはありませんでした。しかし、問診票の緊急連絡先欄に私が八

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

重さんとの関係を「パートナー」と書くと、病院の事務の方が勝手に「同居人」と書き換えてしまいました。それを見たときに、怒りと同時にやるせなさが募りました。私はただの同居人ではありません。もし夫と書いていれば、無断で書き換えられることはなかったのでしょうか。抗議しようかとも思いましたが、八重さんを診てもらうことが一番です。人質をとられているような気分で、私は言葉を押し込まざるを得ませんでした。大事なパートナーを、他人が、勝手に別の存在に書き換えたということ。これがどれだけ失礼で、相手の尊厳を踏みにじる行為であるか、想像もできないのでしょうか。私は、悔しさと奥歯を噛みました。私たちの婚姻が法的に認められていたならば、病院で余計な不安や心配を重ねることもなかったでしょうし、あのような形で尊厳を傷つけられることもなかったはずです。

私は、昨年から、ホルモン治療を始めました。この訴訟でもお話をしてきましたが、私はホルモン注射をずっと避けていました。それなのに、どうして注射に踏み切ったのか、不思議に思われるかもしれません。端的に答えるとすれば、限界にきてしまった、からです。

私は、自分がトランスジェンダーであるということを言う必要がなければ、できるだけ言わないで過ごしたいと思っています。しかし、こうして外に出て闘わなければ、私のような、法律上の性別を変更していないトランスジェンダーの存在や、そのカップルの存在は、社会の中で存在しないことになってしまいます。

トランスジェンダーに対するヘイトが吹き荒れる中で、社会からの悪意ある言説はできるだけ見ないようにしています。しかし、法廷に来る途中でトラブルに合うのではないかと、私たちカップルの姿が SNS で晒され、ネット上はもちろんのこと、現実に攻撃されたりしたらどうしよう、そうした不安とも闘ってきました。

第一審の意見陳述で、私はこのようにお話ししました。「今の体の状態でどこまで折り合いがつけられるのかということに向き合い、自分の気持ちや体調を調整しながら、心の健康を保っているというのが現状です。」と。しかし、表に出て闘うというストレスを抱えながら、未治療のまま身体的違和を抱え続けることは、最早限界に達しました。そうしたことから、自分を取り戻すため、心の健康を保つために、ホルモン治療を開始しました。

去年は、性同一性障害特例法のいわゆる「生殖不能要件」や「外観要件」について画期的な司法判断が出されました。しかし、以前の私のようにホルモン治療を行わないトランスジェンダーもいますし、そもそも健康上の理由からホルモン注射ができない人もいます。ですから、トランスジェンダーにとっても、法律上同性同士の婚姻が認められる必要があることには何ら変わりはありません。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

私たちには、最近大きな転機がありました。それは、私自身の転職です。転職した職場は遠方のため、今の住まいからは引っ越さなければなりません。私が一人で引っ越し、八重さんと離れて暮らすことになるため、八重さんと婚姻できないことによる不安や心配は、より大きく、かつ、現実のものになっています。

今回の転職は、私にとって願ってもない機会でした。これまでのキャリアを振り返ってみると、トランスジェンダーの自分が働ける環境かどうかという視点がまず先にあって、職務内容や仕事で得られる経験というものは二の次でした。女性名の名刺を出すことはいつも苦しく、常に何かを取り繕ったりごまかしたりして、精神的な負担もありました。それが、改名やホルモン治療を経て、やっと自分らしく働ける職場と出会うことができたのです。しかも、新しい仕事の内容は、私のこれまでの経験すべてが、生きてくるような職務内容でした。自分を偽ることなく、精力的に働く自分の姿を想像することができ、心が踊りました。自分の可能性を信じてチャレンジしたいと素直に思いました。

八重さんの体調不良のことがあり、自分の転職は諦めた方がいいのではないかと悩みましたが、八重さんは、私が初めて相談したその時に、「こんなチャンスは二度とないよ。あなたは行くべきだ。」ときっぱりと言い、背中を押してくれたのです。

色んな検査をしても体調不良のはっきりとした原因が分からず、八重さん自身も、とても不安だったはずですが、でも八重さんは、「私も体調が良くないし、いつまで働けるかも分からない。婚姻もできていない状態で、私がいなくなったら、あなたの生活が本当に心配。でも、あなたが自分らしく働ける環境で、経済的にも安定した職場なら、私がいなくなっても安心。だから行ってほしい。」というのです。今の生活の不安と将来の不安、そのどちらもがある中で、私たちは、今回の決断をしました。

私は夫として、せめて八重さんを安心させてあげたいと思いますが、私たちは、婚姻で得られる社会保障が使えません。新しい職場の同僚や上司は私たちのことを理解しこの訴訟のことも応援してくれていますが、職場の規程では、法律上同性のパートナーは配偶者としては扱ってもらえません。組織としてきちんと対応してほしいとは思いますが、一労働者として働きかけるにも限界があります。そのため、国として法律上同性同士のカップルの婚姻の法制化を速やかに進めてほしいと願っています。

第一審から何度も訴えてきましたが、八重さんの体調不良や私の転職をきっかけに、私達の婚姻ができないことによる不安や心配は、より大きく、かつ、現実的になってきました。私たちは婚姻ができないなりに、二人の生活を守るため

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

に、様々な決断や努力を重ねてきましたが、個人の方ではどうしても解決できないのが婚姻の法制化です。私たちは他人のまま死にたくはありません。裁判所におかれましては、法律上同性同士のカップルの婚姻を認めていない現行法は違憲であるとはっきり判断して下さるようお願いいたします。

以上